

だて割事業実施要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要等の早期回復を図るため、対象となる事業者に対し、予算の範囲内において、宿泊代金から割引額を助成するだて割事業について、本要領の定めるものとする。

2 事業主体

事業主体は、伊達商工会議所内に設置する伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下、「実行委員会」という。）とする。

3 事業内容

本事業の交付決定を受けた伊達市内の宿泊施設に宿泊する際に、1泊につき宿泊料金の50%（上限額3,000円）の宿泊費助成を行うもの。対象となる条件については次の各号に定めるものとする。

- (1) 対象期間は令和4年7月3日（日）から令和4年12月29日（木）までのチェックイン分を対象とする。
- (2) 対象者は日本在住の方とする。
- (3) 助成金の対象となる宿泊回数については制限を設けないが、連泊については3連泊までを対象とする。
- (4) 対象日は、チェックインする日が日～木曜日（祝前日を除く）を対象とする。

4 対象事業者

伊達市内の宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう）とする。

5 対象事業者の遵守事項

対象事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道が定めた「北海道スタイル」の構築に向けた取り組みを実施していること。
- (2) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
 - エ 自己、自社もしくは第三社の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (4) 当事業による宿泊助成を利用しようとする者に対して、事前に新型コロナワクチン予防接種済証で北海道民については2回目接種から14日以上経過していること、北海道民以外については3回目以上接種済であること、もしくはPCR検査等の結果通知書にて陰性であることを確認すること。

※12歳未満の方については、同居する親等の監護者が同伴する場合には確認不要とし、同伴がない場合は、検査結果の陰性確認を必要とする

6 関係書類の提出

対象事業者は、次の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（様式第1-1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 「北海道スタイル」安心宣言の写し
- (4) 営業許可証（または届出通知）の写し
- (5) その他実行委員会が必要と認める書類

7 月次報告及び月次請求

対象事業者は、次の書類を用いて毎月末時点の報告及び請求を翌月の10日までに行うこと。

- (1) だて割事業請求書（様式第3-1号）
- (2) だて割事業請求書内訳シート（様式3-2号）
- (3) だて割 お客様同意書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

8 助成金の交付条件

助成金の交付条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者はだて割事業に係る経費について、帳簿及び全ての書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (3) 助成金の対象となる宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

9 不正利用の防止について

宿泊プランを予約して実際には利用しないノーショウについては対象外とする。また、宿泊の虚偽報告等の事実が発覚した場合には本助成金の全ての返還を求める。

10 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。